

## 全体スケジュール

公募説明動画をオンラインにて配信します。

詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶<https://sii.or.jp/>

### 二次公募

公募期間:2025年6月2日(月)～7月10日(木)  
交付決定:2025年9月上旬(予定)

### 三次公募

公募期間:2025年8月中旬～9月下旬(予定)  
交付決定:2025年11月中旬(予定)

### 事業期間

交付決定日から2026年1月31日(土)まで

※複数年度事業は、交付決定日から2029年1月31日(水)まで



## 留意事項

- 当資料は2次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される公募要領等をご確認ください。
- 補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザー名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。
- 補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- 交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。
- SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

### (I) 工場・事業場型

のうち 先進枠

03-5565-3840

のうち 一般枠・中小企業投資促進枠 03-5565-4463

03-5565-3840

### (II) 電化・脱炭素燃転型

03-5565-4773

### (IV) エネルギー需要最適化型

[受付時間] 10:00～12:00、13:00～17:00 (土日祝日を除く)

## 2次公募

## 令和6年度補正予算

# 省エネルギー投資促進・ 需要構造転換支援事業費補助金

本事業は、省エネルギーの推進を目的に  
国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの省エネルギー対策を  
支援するものです。



### 補助率等

補助率:補助対象経費の2/3以内 補助金額の上限:15億円/年度

※申請する事業区分によって、適用される補助率・補助金額の上限は異なります。

### 2次公募期間

2025年6月2日(月)～2025年7月10日(木)

### 支援対象となる3つの事業区分

#### (I) 工場・事業場型

①先進設備・システム、②オーダーメイド型設備、  
③指定設備の導入

#### (II) 電化・脱炭素燃転型

④指定設備のうち、電化や脱炭素目的の  
燃料転換を伴う設備等の導入

#### (IV) エネルギー需要最適化型

⑤EMS(エネルギー・マネジメント・システム)機器の導入

※(III)設備単位型の申請は、「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」に申請してください。

# 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金では、設備導入を行う補助事業を3つの事業区分から選ぶことができます。

事業区分	(I) 工場・事業場型			(II) 電化・脱炭素燃転型	(IV) エネルギー需要最適化型
	先進枠	一般枠	中小企業投資促進枠		
事業要件	<p><b>①先進設備・システムの導入</b> 資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した「先進設備・システム」へ更新等する事業</p> <p><b>大規模設備投資を支援</b> オーダーメイド型設備と指定設備を組み合わせる事業や、複数の指定設備を更新する事業も対象となります。</p>	<p><b>②オーダーメイド型設備 又は省エネ効果が高い高効率な設備(③指定設備)</b> 機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する「オーダーメイド型設備」、又はSIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、高効率な設備として登録及び公表した「指定設備」へ更新等する事業</p> <p><b>大規模設備投資を支援</b> オーダーメイド型設備と指定設備を組み合わせる事業や、複数の指定設備を更新する事業も対象となります。</p>	<p><b>④指定設備のうち電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入</b> 化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う高効率な設備(指定設備)へ更新等する事業</p>	<p><b>⑤EMS(エネルギー管理システム)機器の導入</b> SIIに登録された「EMS機器」を用いて、より効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業</p>	<p>・SIIが予め定めたシステム要件を満たし、補助対象設備として登録及び公表したEMSを導入して、導入する範囲において設備又は工程単位のエネルギー消費状況を把握・表示・分析し、運用改善を実施すること。 ・EMSを活用した省エネの中長期計画を作成、改善による成果の公表を行うこと。(原油換算量ベースで2%改善を目安とする)</p>
省エネルギー効果の要件 <sup>*1</sup>	<p>原油換算量ベースで、以下いずれかの要件を満たす事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ率+非化石割合増加率 :30%以上</li> <li>・省エネ量+非化石使用量 :1,000kL以上</li> <li>・エネルギー消費原単位改善率 :15%以上(注)</li> </ul> <p>※「一般枠」の補助対象設備を組み合わせて上記要件を満たすことも可とする。</p> <p>(注)エネルギー消費原単位改善率での申請は、設備更新後において、生産量が増加し、かつ、エネルギー消費量が増加する事業に限る。 ※非化石転換の場合であっても、エネとなる事業は補助対象外。 ※中小企業投資促進枠に申請する場合、SIIが指定するフォーマットにより、一般枠の効果を満たす事業計画書を作成・公表すること。</p>	<p>原油換算量ベースで、以下いずれかの要件を満たす事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ率+非化石割合増加率 :10%以上</li> <li>・省エネ量+非化石使用量 :700kL以上</li> <li>・エネルギー消費原単位改善率 :7%以上(注)</li> </ul>	<p>原油換算量ベースで、以下いずれかの要件を満たす事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ率+非化石割合増加率 :7%以上</li> <li>・省エネ量+非化石使用量 :500kL以上</li> <li>・エネルギー消費原単位改善率 :5%以上(注)</li> </ul>	<p>電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。 (ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ対象) 対象設備は、SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、高効率な設備として登録及び公表した以下の指定設備。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>②産業ヒートポンプ</li> <li>③業務用ヒートポンプ給湯器</li> <li>④高性能ボイラ</li> <li>⑤高効率コーチェネレーション</li> <li>⑥低炭素工業炉</li> </ul> <p>※上記に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」のうち、電化・脱炭素燃転に資するとして指定した設備も対象となる。 ※ヒートポンプなど、一部機器について併用を認める。 (但し、併用する場合であっても将来的には非化石転換に向けたリプレースを目指すことを求める。)</p>	<p>・設計費・設備費・工事費</p> <p>1/2以内</p> <p>1/3以内</p> <p>【上限額】15億円/事業全体 (非化石転換の場合は20億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度</p> <p>【上限額】15億円/事業全体 (非化石転換の場合は20億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度</p> <p>【上限額】3億円/事業全体 (電化する事業の場合は5億円/事業全体) 【下限額】30万円/事業全体</p>
投資回収要件	投資回収年数が5年以上であること	投資回収年数が5年以上であること	投資回収年数が3年以上であること		<p>・設計費・設備費・工事費</p> <p>1/2以内</p> <p>1/3以内</p> <p>【上限額】1億円/事業全体 【下限額】30万円/事業全体</p>
補助対象経費	設計費・設備費・工事費				
補助率 <sup>*2</sup>	中小企業者等	2/3以内	1/2以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/3以内	1/2以内 ※投資回収年数5年未満の事業は1/3以内	
	大企業 <sup>*3</sup> その他 <sup>*4</sup>	1/2以内	1/3以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内	対象外	
補助金限度額	単年度事業	【上限額】15億円/事業全体 (非化石転換の場合は20億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度	【上限額】15億円/事業全体 (非化石転換の場合は20億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度	【上限額】3億円/事業全体 (電化する事業の場合は5億円/事業全体) 【下限額】30万円/事業全体	
	複数年度事業	【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度	【上限額】20億円/事業全体 (非化石転換の場合は30億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度		
	連携事業	【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度	【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度		

いずれの事業区分も複数年の投資・事業計画に切れ目なく対応。複数年度事業に申請するための条件等は、公募要領等をご確認ください。

\*連携事業、工場・事業場間一体省エネルギー事業

(I) 工場・事業場型において、複数の事業所間一体で取り組む省エネルギー化事業は、連携事業(複数の事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理)や工場・事業場間一体省エネルギー事業(同一事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理)として申請することができます。詳しくは公募要領等をご確認ください。

G  
X  
要  
件  
に  
つ  
い  
て

本事業は、2050年カーボンニュートラルに向けた「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(GX推進戦略)」(令和5年7月閣議決定)におけるGX経済移行債を活用した先行投資支援の取り組みを通じて経済成長を実現し社会システムの変革へ挑戦し協働(グリーントランスフォーメーション。以下「GX」という。)する取り組みの一環として位置づけられた事業である。  
先行投資支援の基本原則として、「企業が経営革新にコミットメントすることを大前提として、技術の革新性や事業の性質等により、民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業を対象とする」ことが定められている。  
本事業の(I)工場・事業場型、(II)電化・脱炭素燃転型に申請する場合は、右記の要件を満たすこと。

#### ① GX推進への取組に関する要件

- ・民間企業(※)は、SIIのホームページで公表するフォーマットに公募要領記載の取組内容を記入又は、意思を表明し、申請すること。
- ・一部の要件について、温暖化対策法における算定報告制度に基づく2021年度CO<sub>2</sub>排出量が20万t未満の企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、本事業により見込まれる省エネ効果を含めた省エネ計画の提出をもって、これに替えることができる。  
※会社法上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)に該当する法人

#### ② 低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業等に関する要件

- ・石炭・石油等からガス等のより低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業又は、継続して化石燃料を使用する事業を実施する補助対象事業者に対しては、公募要領記載のコミットメントを求める。
- ・交付申請時には、申請者にコミットメントに対する意思表明を求める。なお、省エネ法上の特定事業者等については、コミットメントの内容を省エネ法の中長期計画書に記載すること。

(I)型は経費当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当り1kL以上のこと。トップランナーモード対象機器を導入する場合は、トップランナー基準を満たす機器であること。「エネルギー使用量が1,500kL以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・有限会社)※みなし大企業を含む」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること。導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネ効果を報告できること。

※1 1年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kL以上である事業者(省エネ法特定事業者等)は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度への参加を宣言し、令和7年度公表分の開示シートを公表することを要件とする。

※2 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。

※3 大企業とは、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお大企業は次のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。

・省エネ法の事業者クラス分け評価制度において「Sクラス」または「Aクラス」に該当する事業者(2次公募に申請する場合、以下の※を満たすこと)

※「Sクラス」については、公募締切時点で「令和6年定期報告書分」として資源エネルギー庁ホームページにて、「Sクラス」として公表されていることが確認できる事業者

※「Aクラス」に該当する事業者として申請する場合は、令和6年定期報告書「特定第4表事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況」を提出すること。

・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者

※4 その他とは、みなし大企業に該当する法人又は会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人超えの法人。